

令和 3 年和泉市教育委員会第 12 回定例会

日 時:令和 3 年 12 月 23 日(木) 午後 3 時 00 分から
場 所:和泉市教育センター セミナー室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	本間 法之
委員	藤原 安次
委員	深堀 知子
委員	酉家 章弘
委員	久米 ひろみ

事務局

教育次長兼教育・こども部長 (教育・こども部)	並木 敏昭
教育指導監	大槻 亮志
教育・こども部理事(こども未来担当)	飯阪 陽次
学校教育室長	大野 浩昭
学校教育担当次長兼学校園管理室長	辻野 喜信
こども未来室長	森 博紀
学校教育室教職員担当課長	鈴木 俊孝
教育総務課長	鍛冶 公哉
教育総務課総括主幹兼総務係長	岩井 靖久
教育総務課企画係長	小路 佑樹
教育総務課総務係 (生涯学習部)	川崎 由美
生涯学習部長	辻 公伸
生涯学習部次長	辻野 明子

1. 開 会
2. 会議録署名委員の指名について
3. 教育長の報告
4. 審議事項
議案第36号 和泉市立学校における教職員の処分について(非公開)
5. 承認事項
 - (1) 損害賠償等請求訴訟の方針について
 - (2) 損害賠償請求事件に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
6. 報告事項
 - (1) 富秋中学校区 施設一体型義務教育学校(小中一貫校)の校名募集について
 - (2) 学校給食費の改定について
 - (3) 令和4年度いずみ希望塾の募集について
7. その他の報告事項等
8. 閉会

小川教育長	それでは、定刻となりましたので、令和３年和泉市教育委員会第１２回定例会を開会させていただきます。 今年最後の定例会となりますが、よろしくお願いします。 まず、第１１回定例会及び第２回臨時会の会議録ですが、事前に配付し、ご確認いただいておりますが、ご異議はございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、第１１回定例会及び第２回臨時会の会議録について承認することにいたします。 続きまして、今回の会議録署名委員の指名でございますが、本間職務代理者と久米委員をお願いいたしますので、よろしくお願いします。 次に、教育長報告を行います。令和３年１１月１１日から１２月２２日までの主な活動を申し上げます。 １１月２６日金曜日に、大阪府都市教育長協議会予算要望説明会に出席し、令和４年度予算要望の回答を大阪府教育庁からいただき、意見交換を行いました。その資料を参考に机上配付しています。 また、学校教育活動の好事例としまして、国府小学校の「地域を主体的に学ぶ」取り組みをご紹介します。机上に配付しています新聞記事とチラシをご覧ください。６年生の児童が、和泉府中駅前商店街「ロードインいずみ」の活性化を目的に、自分たちで考えた地場産品や商店主と共同で企画した商品を販売しようとクラウドファンディングに挑戦しています。起業家教育については、新学習指導要領の中で、「児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」と示されておりまして、この取り組みはキャリア教育、また、社会に開かれた教育課程のすばらしい実践だと思っております。 以上で私からの報告を終わりますが、何かご質問等ございませんか。 それでは、議事を進めさせていただきます。 本日は、審議事項２件、承認事項２件、報告事項３件の予定で事前に資料配付させていただいておりましたが、審議事項のうち、文書室の開設の件につきましては、担当課において更なる精査・検討が必要であると判断したことから、この後の「意見交換会」の項で取り扱いたいと思いますので、よろしくお願いします。 よって、本日は、審議事項１件、承認事項２件、報告事項３件になります。 また、本日は、定例会終了後、引き続き、１０件の意見交換会を予定しています。
-------	---

辻野室長	それでは、議案第 36 号「和泉市立学校における教職員の処分について」ですが、人事に関わる案件でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きに基づき、非公開とさせていただきたいと考えますが、ご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 36 号は、非公開といたしますので、すべての案件が終了した後、取り扱うこととし、次に承認事項に移らせていただきます。 承認事項 1「損害賠償等請求訴訟の方針について」、学校園管理室から説明願います。 学校園管理室の辻野です。 資料 1 ページをお願いします。 訴訟に関することは教育委員会の議決が必要となりますが、委員会を開催する時間の余裕がなかったことから、和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則第 3 条第 2 項に基づき、令和 3 年 12 月 10 日付けで教育長の臨時代理を行いましたので、本定例教育委員会で承認を求めるものです。 事件の概要ですが、被告は、平成 27 年に市有施設の屋根貸しによる太陽光発電設備設置事業に関する協定を市と締結し、青葉はつが野小学校及び光明台北小学校の屋上に太陽光発電設備を設置し事業を行っていましたが、平成 30 年 9 月 4 日の台風 21 号の暴風によって、青葉はつが野小学校で太陽光発電設備の一部が周囲に飛散し、体育館や渡り廊下の屋根などを毀損いたしました。そのため、市は被告に対し、青葉はつが野小学校について債務不履行に基づく損害賠償請求として当該損害金 376 万 7,882 円及び遅延損害金の支払いを求めるとともに、光明台北小学校の屋上に設置した太陽光発電設備を撤去して屋上部分を明け渡すことを求める旨の訴訟の提起をしたものでございます。 次に、判決の内容です。 ①被告は市に対し、太陽光発電設備を撤去し、光明台北小学校の建物屋上部分を明け渡すこと。 ②市の、その余の請求は棄却する。（これは青葉はつが野小学校での損害賠償請求として約 376 万円が認められなかったものです。） ③訴訟費用は、これを 4 分し、その 3 を市の負担、その余を被告が負担する。 ④光明台北小学校の太陽光発電設備を撤去し、建物屋上部分を明け渡すことについて、仮に執行することができる。 これらの判決が、令和 3 年 11 月 26 日に大阪地方裁判所から示されました。 次に、対応方針ですが、光明台北小学校における太陽光発電設備の撤去及び明け渡し請求については認められ、同校及び近隣への安全性の確保は達成できま
-------------	--

	したが、青葉はつが野小学校の損害賠償等請求については認められませんでした。第一審において、全ての証拠となるものを提出し争ってまいりましたが、今回の判決を覆すような新たな証拠も無く、また訴訟代理人である弁護士に判決内容について確認しましたところ、論理矛盾するところも見当たらないとのことであったことから、控訴せず、今回の判決を厳粛に受け止めることとしたものです。 最後に補足ですが、控訴期限である令和3年12月10日を過ぎても、相手方からの控訴手続きが行われなかったことから、現在、この判決が確定しているものでございます。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
藤原委員	青葉はつが野小学校の体育館や渡り廊下の屋根などが毀損した事実があり、全ての証拠となるものを提出して争ったが、判決を覆すような新たな証拠も無いとはどういう意味ですか。
辻野室長	損害賠償が認められなかった理由というご質問かと思いますが、被告は市と基本協定を結んでおり、当然、飛散防止措置義務がございました。被告の飛散防止措置義務違反は裁判で認められております。しかしながら、本件の事故について、被告は具体的な予見をすることができなかった、また、被告は本件事故の結果回避可能性が無いということで、その他の義務違反は認められないという形になっております。このことから被告には、その責めに帰すべき事由がなく、市に対し損害賠償責任を負わないとされたものであります。
藤原委員	市に瑕疵はないのに、なぜ損害賠償が認められなかったのでしょうか。
小川教育長	通常責任範囲を超えた災害であったということです。 他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 承認事項1について、承認することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、承認事項1は、承認いたします。 続きまして、承認事項2「損害賠償請求事件に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について」、久保惣記念美術館から説明願います。
辻野次長	生涯学習部の辻野です。

小川教育長	資料 3 ページをお願いします。 訴訟に関することは教育委員会の議決が必要となりますが、委員会を開催する時間の余裕がなかったことから、和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則第 3 条第 2 項に基づき、12 月 1 日付けで教育長の臨時代理を行いましたので、本定例教育委員会で承認を求めるものです。 なお、本件につきましては、市長の専決処分事項に関する条例第 2 号及び第 5 号の規定により専決処分を行い、12 月 15 日に令和 3 年和泉市議会第 4 回定例会に追加案件として承認をいただいているものです。 事件の概要ですが、和泉市久保惣記念美術館が管理する樹木の落葉によって、相手方所有の倉庫の屋根に設置された雨樋が詰まったため雨水があふれ出し、倉庫内が水浸しになり、柱が腐食するなどした結果、修繕を要する状況になっているとして、令和 2 年 11 月 24 日に、663 万 6,470 円の損害賠償金及び遅延損害金を市に求める旨の損害賠償請求事件が提起されたものです。 当該損害賠償請求事件について、大阪地方裁判所堺支部から和解勧告があり、令和 3 年 12 月 14 日に和解条項に折合いが付いたため和解いたしました。なお、損害賠償金は、全国市長会市民総合賠償補償保険により全額てん補するものです。 和解の概要は、資料に記載のとおりです。 以上です。 ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 承認事項 2 について、承認することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、承認事項 2 は、承認いたします。 承認事項は以上ですので、次に、報告事項に移ります。 報告事項 1「富秋中学校区 施設一体型義務教育学校(小中一貫校)の校名募集について」、教育総務課から説明願います。
鍛冶課長	教育総務課の鍛冶です。 資料 9 ページをお願いします。 令和 3 年第 10 回定例会において、11 月末を期限として、校名の募集を行っていくことを、ご報告させていただきました。 本日は、その募集結果について、ご報告いたします。 応募状況としましては、応募総数が 139 件、応募案数が 80 件となっております。応募名の一覧については、資料に記載させていただいております。

	最も多かったのは「富秋学園」で42件、さらに「ITS」や「TIS」を加えた校名が16件など、「富秋」という名称が含まれる校名案が全部で78件ありました。中段の「富秋」以外の地名が含まれる校名案として26件、下段の「その他の案」として35件の応募がありました。 今後の進め方としましては、2月開催予定の学校開校準備委員会にて、学校名の候補について意見交換を行い、校名案を決定していきたいと考えております。その状況につきましては、随時、教育委員会会議でご報告いたします。 また、開校時期が決定した時点で、「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例制定について」の提案を予定しており、それまでの間は校名に「(仮称)」を付して運用していきます。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、続きまして、報告事項2「学校給食費の改定について」、学校園管理室から説明願います。
辻野室長	学校園管理室の辻野です。 資料11ページをお願いします。 まず、改定の理由です。学校における米飯給食の推進及び小麦アレルギーを有する児童生徒への対応のため、米飯給食の実施回数を週3回から週4回へ増加します。また、2学期の給食開始日について、令和3年度までは9月1日からになっていたものを、2学期の開始日の始業式が8月25日であることから、1学期と同様に始業式及びその翌日を除いた日から開始を行い、8月の給食実施3日分に係る費用を増額するため、給食費の見直しを行うものです。 給食費の見直しについては、学校給食費検討委員会にて検討を行っており、その後、教育委員会のご意見をお伺いして、最終、和泉市学校給食会で決定することとしております。なお、和泉市学校給食費検討委員会の構成メンバーについては、小・中学校校長会代表、学校栄養教諭代表、保護者代表、市職員です。 次に、学校給食費の改定額ですが、小学校が月額で160円増の4,360円、中学校が200円増の4,900円となっております。この改定額の積算については、米飯給食実施回数増加に伴う部分につきましては、パンと米飯を比較し、米飯の単価及びそのおかずの平均単価が高くなるため、その増加分を乗じて算出いたしました。また、8月の給食実施に係る部分については、令和3年度の一食単価に米飯給食増加に伴う費用を加えて3日分を算出いたしました。 改定時期については、令和4年4月1日からです。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、続きまして、報告事項3「令和4年度いずみ希望塾の募集

	について」、学校教育室から説明願います。
大野室長	学校教育室の大野です。 資料は 13～16 ページになるのですが、本日は最新版のデータが届きましたので、カラーの別紙、A3 で二つ折りの資料をご覧ください。 令和 4 年度のいずみ希望塾は、3 年間の業務委託契約の 3 年目にあたるため、基本的な実施方法・実施形態においては、令和 3 年度と変更はございません。 令和 4 年度いずみ希望塾の募集に際しましては、資料の「チラシ」を対象学年の全児童生徒に学校を通じて、令和 4 年 1 月中旬に配付を行います。 応募受付期間は令和 4 年 2 月 18 日までとし、その後、受講者を決定し、3 月上旬に通知をいたします。4 月上旬に受講者の親子面談を行い、受講に際しての留意事項について説明を行います。 4 月 18 日より順次開講を予定しております。 なお、これまで課題の一つとなっております募集人数の拡充につきましては、令和 5 年度からの実施に向けて現在検討しております。 以上です。
小川教育長	説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
藤原委員	表紙ですが、定員「420 名程度」と記載があり、そのすぐ右側の赤字部分、「応募が定員数を超えた場合は、家庭の経済状況を考慮し、事務局にて責任抽選の上、受講可否については書面にて、ご連絡させていただきます。」の記載は表紙に必要ですか。
大野室長	定員数を超えた場合については、抽選を行いますので、記載しています。
藤原委員	それは、裏面の「審査」のところに書いているので、ここでは、定員「420 名程度」の記載だけでよいのではないのでしょうか。 それから、「ご要望」や「ご連絡」といった非常に丁寧な言葉遣いを各所にしていますが、もっと普通の案内文にしたらいいのではないのでしょうか。 それと、表紙の一番下に、「和泉市教育センター窓口でもご応募いただけます。」とありますが、「窓口で申し込みできます」のような表現にする方がよいと思います。 また、裏面の「応募から受講までの流れ」の中の「審査」という言葉ですが、きつい印象を受けるので、「申込後に受講対象者を決定します」のような、やわらかい表現にする方がよいと思います。 最後に、裏面に、問い合わせ先として委託先業者の連絡先が載っていますが、市の事業の問い合わせ先が委託先業者というのは違和感があります。 これらは毎年この形でしたか。

大野室長	大まかには、同じ形です。
小川教育長	チラシの印刷は始めていますか。
大野室長	はい、もう印刷にかかっています。
深堀委員	今、藤原委員がおっしゃったことと重なるのですが、表紙には「抽選の上」と書いているのですが、裏面を見ると「審査」と書いてあって、Q&Aには「選考方法」という言葉を使ってあって、その選考方法の中に、「本人・保護者面談」と書いてあるのですが、上の流れを見ると、決定してから面談をするようにとられるので、読んでみると違和感があります。次回の募集時に修正できますか。
大野室長	次回の募集時に修正いたします。
小川教育長	これまでに今の件に関連したことで、保護者から問い合わせはありましたか。
大野室長	今までは特にございません。
小川教育長	表現等は大切なことですので、次回募集時に修正をよろしくお願いします。 他にご質問等ございませんか。
	ないようですので、続きまして、その他報告事項について何かありましたら、事務局からお願いします。
大槻指導監	学校水泳授業屋内プール活用モデル校について、ご報告いたします。 令和３年度のモデル校である光明台南小学校と槇尾中学校に加え、令和４年度のモデル校は、小規模校として池上小学校、中規模校として信太小学校と南池田小学校の計５校で行います。 以上です。
小川教育長	何かご質問等ございませんか。 その他ご報告ございませんか。
大野室長	「第 63 回和泉市小・中学校書初め展」の開催について、ご報告いたします。 合同書き初め展につきましては、令和２年度は、これまでの和泉市コミュニティセンターから和泉シティプラザに会場を変更して開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて学校ごとの開催といたしました。 令和３年度は、現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、来場者の数、検温、消毒、マスク着用等の対策を徹底した上で、現在、合同開催を予定しております。開催日時につきましては、令和４年１月 22 日、23 日の土日。両

小川教育長	日とも午前 9 時半から午後 4 時半まで。会場はシティプラザ 3 階のレセプションホール及び学習室 4 となっております。 以上です。 何かご質問等ございませんか。 その他ご報告等ございませんか。
鍛冶課長	令和 4 年度定例会の日程調整について、事務連絡でございます。 本日、机上配付させていただいております「定例会日程調整表」ですが、来年度の定例会の日程調整をさせていただくため、各委員の日程をお伺いしたいものでございます。 原則、木曜日の午後 3 時からの開催を基本とし、議会開催等の都合により、時間、曜日の調整をさせていただく場合もございますが、ご了解いただけますようお願いいたします。今年度の記載に関しましては、木曜日のご予定だけで構いませんので、配付している日程調整表に、ご都合のつかない日時に×印をご記入のうえ、次回の定例会でご提出いただくか、もしくは、メールでデータを送付いたしますので、メールにてご回答いただけますよう、お忙しいところ恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。 以上です。
小川教育長	何かご質問等ございませんか。 ないようですので、以上をもちまして、公開の案件は終了いたします。最後に、議案第 36 号「和泉市立学校における教職員の処分について」に移りますので、関係のない方の退席をお願いします。
小川教育長	【非公開にて審議、可決】 以上をもちまして、本日の定例会は終了いたします。

令和3年和泉市教育委員会第12回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関することなど非公開となる案件は傍聴できません。